ふるさと納税「お礼の品」提案申込書

令和　　　　年　　　　月　　　　日

所 在 地

事業者名

代表者名

下記のとおり、ふるさと納税「お礼の品」について提案します。

|  |  |
| --- | --- |
| 1. 商品名

（36字以内） |  |
|  |  |
| 1. 商品説明

（1,000字以内） |  |
|  |  |
| 3　商品容量 |  |
|  | ※内容量・大きさなどを具体的に記入してください。　（記入例：無農薬栽培　コシヒカリ　5kg×2袋） |
| 4　消費期限 | 賞味期限（　　　　　　）日　　／　　消費期限（　　　　　　）日 |
|  |  |
| 5　申込期日 | （　　　　　）　**期間限定** | 　　令和　　年　　月　　日　～　令和　　年　　月　　日 |
| （　　　　　）　**随　　　時** |  |
|  | ※該当する期間に○を記入してください。なお、期間限定商品の申込開始日は、発送可能な日の２ヵ月前より設定できます。 |
| 6　配送期日 | （　　　　　）　**期間限定** | 令和　　年　　月　　日　～　令和　　年　　月　　日 |
| （　　　　　）　**随　　　時** | 通　年 |
| （　　　　　）　**定 期 便** | 配送回数（　　　　　　）回 |
|  |  |
|  |  |
| 7　配送方法 | 常　温　　　・　　　冷　蔵　　　・　　　冷　凍 |
|  | ※原則１つの商品で、複数の配送方法は選択できません。但し、時期によって配送方法を変更する場合（例：夏場→冷蔵、冬場→常温）は、その旨を記入してください。 |
| 8　包装 | （　　　　　）対応する　　　・　　（　　　　　）対応しない |
|  |  |
| 9　のし | （　　　　　）対応する　　　・　　（　　　　　）対応しない |
|  |
| 10　商品画像 | ※データでの提出をお願いします。 |
|  | ※役場では商品画像の加工は基本行いません。各事業者で準備してください。 |
| 11　商品数 | １日あたり　　　　　　セット　　　　　/　　　　　１月あたり　　　　　　　　セット全部で　　　　　　　　セット |
|  | ※寄附受付後、配送できないことがないよう充分注意して数量を設定してください。※天候不良等の影響で配送ができなくなった際は、太良町役場 財政課 管財係（67-0411）へ速やかに連絡してください。 |
| 12　商品金額 | 提案金額　　　　　　　　　　　　円　　　通常価格　　　　　　　　　　　　円　　　※提案金額は消費税、梱包、詰合せにかかる手数料等すべて含む金額を記入して下さい。※提案金額は寄附設定金額の3割以内となります。 |
| 【参考価格】 |
|  |
|  |  |
| 【太良町記入欄】 |
| 地場産品類型　　（　　　　　　　　　　）　 |
| 【地場産品類型】１　当該地方団体の区域内において生産されたものであること。２　当該地方団体の区域内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものであること。３　当該地方団体の区域内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。４　返礼品等を提供する市区町村の区域内において生産されたものであって、近隣の他の市区町村の区域内において生産されたものと混在したもの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。）であること。５　地方団体の広報の目的で生産された当該地方団体のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から当該地方団体の独自の返礼品等であることが明白なものであること。６　前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等との間に関連性のあるものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品等が主要な部分を占めるものであること。７　当該地方団体の区域内において提供される役務その他これに準ずるものであって、当該役務の主要な部分が当該地方団体に相当程度関連性のあるものであること。８　次のいずれかに該当する返礼品等であること。イ　市区町村が近隣の他の市区町村と共同でこれらの市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを共通の返礼品等とするものロ　都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村と連携し、当該連携する市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを当該都道府県及び当該市区町村の共通の返礼品等とするものハ　都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村において地域資源として相当程度認識されているもの及び当該市区町村を認定し、当該地域資源を当該市区町村がそれぞれ返礼品等とするもの９　震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により甚大な被害を受けたことにより、その被害を受ける前に提供していた前各号のいずれかに該当する返礼品等を提供することができなくなった場合において、当該返礼品等を代替するものとして提供するものであること。 |